

## 令和8年度高知県商社連携輸出促進事業委託業務仕様書

### 1 業務の目的

高知県の強みを生かせる酒類、水産物、ユズなどの県産品を、海外現地に商流を持つ商社や小売店等を通じ、拡大する海外市場に向けた販路開拓・販売拡大を図る。

### 2 業務の内容

事業目的を達成するため、現地商社、小売店及びレストラン関係者等に対し、県産品の販売促進の業務を行うこととする。

具体的には、営業活動、フェア等の企画提案、現地商社等への販売促進費の支出、バイヤー等の産地訪問及び県内事業者との調整等について積極的に取り組むこととする。

### 3 事業の対象品目

本事業の対象品目は、酒類を中心に、水産物、ユズ及び加工食品等、高知県内事業者が製造・販売する食品（以下「県産品」という）とし、原則、県内事業者から直接購入したものとす。

ただし、県外の事業者から間接的に県産品を購入した場合においても、県内事業者名を把握できる場合については、対象品目とすることができる。

### 4 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日までとする。ただし、事業実施期間は、契約締結日から令和9年2月末日までとし、3月31日までに業務完了報告書を提出することとする。

### 5 輸出目標額の設定

本仕様書の取り組みにより得られる本業務の目標額（受託者の本事業による対象品目の輸出額をいう。以下同じ）は、〇〇〇千円とする。

ただし、令和8年12月末までに目標額を達成できなかった場合に支払う委託料は、達成割合に応じて、次の算定式により算出された委託料に減額するものとする。

委託料算定式：(輸出実績額/輸出目標額) × (最終) 委託料

※算出に用いる金額は全て税込みであり、算出金額の1,000円未満は切り捨てとする。

### 6 実施体制

本業務が円滑に実施できる人員及び体制を確保し、責任者を明確にするとともに、取組状況について貿易協会と共有すること。

## 7 事業報告

### (1) 年次報告

受託者は、令和9年3月31日までに、「業務完了報告書」(別紙1)及び別表を作成し、貿易協会に提出すること。

### (2) 四半期ごとの進捗報告

受託者は7月、10月、1月末日までに前月までの輸出実績(暫定)集計表(任意様式)及び事業実施内容(任意様式)を作成し、進捗状況を貿易協会に報告するものとする。

## 8 その他

本業務の実施にあたり、やむを得ない理由により計画の変更や中止が必要と考えられる場合は、その都度貿易協会と受託者が協議し、対応を決定するものとする。

また、本仕様の業務の他に必要な取組が生じた場合は、その内容や実施方法等について、貿易協会と協議のうえ決定する。